

質問書への回答

	資料名	質問内容	回答
1	募集要項 11ページ(参考資料について)	平均障害程度区分4.2とありますが、利用料算出時の生活介護サービス費の区分を教えてください。 また、利用者の区分別の人数を教えてください。	現在のつたのは学園の生活介護サービス費区分(596単位)で算出してください。 596単位:生活介護サービス費区分・定員41人以上60人以下・地方公共団体 利用者38人(平成19年10月1日現在在籍者)の障害程度区分別内訳は次のとおりです。 区分2:3人、区分3:7人、区分4:15人、区分5:9人、区分6:4人
2	募集要項 11ページ(参考資料について)	平成19年10月1日現在、38人とありますが、来年度の利用者の入所の希望はありますか？ また、利用料算出にあたり、目標人数の目安が設定されているのであれば教えてください。	平成20年度の新規利用希望は現時点ではありません。 利用料金目標設定額の詳細については、指定管理者に選定された団体と協議の上決定しますが、現時点では、平成20年8月1日時点の在籍者数を基準とした上で、その時点の利用者の障害程度区分や加算の状況を参考にしながら、利用料金目標額の設定を行うことを想定しています。
3	募集要項 11ページ(参考資料について)	18年度決算と19年度予算の比較において、 1. 事業費が増えている理由 2. 事務費が減っている理由 3. 施設管理費の増えている理由を教えてください。	1【事業費】平成19年度予算額と平成18年度決算額が異なるのは、予算積算時の在籍者数(44人)と平成18年度平均在籍者数の実績(43人)の差等によるものです。 2【事務費】アルバイト賃金について、予算額は毎年一定の額で積算をしていますが、決算額は職員体制等に応じたアルバイト雇用の実績額となる等のため、予算額と決算額に差が生じています。 3【施設管理費】平成18年度に実施していない委託業務(排水設備保守)の経費が平成19年度予算に含まれている等のため、施設管理費が増えています。
4	業務の基準 7ページ(資料について)	植栽管理については、適宜とありますが、現在の頻度と範囲(面積)及び高木、低木の本数を教えてください。	現在行っている植栽管理の詳細は次のとおりです。 頻 度:年2回 本 数:高木55本、低木150本
5	業務の基準 7ページ(資料について)	建物保守管理について、現在の頻度を教えてください。	施設の職員が日常業務の中で適宜保守管理を行っています。

質問書への回答

	資料名	質問内容	回答
6	募集要項 12ページ(様式7-1について)	園長(施設長)予定者の氏名は、必要ないのでしょうか。	事業計画書(様式7-1)中の職員配置の具体的な事業計画について、園長予定者の氏名を必ずしも記載していただく必要はありません。
7	事業概要 13ページ(9ボランティア参加の状況について)	地域のボランティア団体の名称について教えてください。また、どの様な活動を依頼していますか。	ボランティアは、団体ではなく個人で参加をしていただいています。なお、日常活動ボランティアではクラブ活動の作業ボランティアを、また、行事ボランティアでは利用者支援の補助等をお願いしています。
8	事業概要 13ページ(9ボランティア参加の状況について)	ボランティア以外の交流を持っているサークルについて、年間何人程度が来ていますか。また、どの様な活動を依頼していますか。	利用者交流の一環として、夏のお楽しみ会や学園祭で、地元中学校のプラスバンド部等の3団体(計80~90人程度)に演奏をお願いしています。
9	その他(ニーズについて)	知的障害者の地域移行であるが、そのために必要と考えられる、短期入所ができる設備が現状のつたのは学園にはないが、指定管理を受けた時に必要なハードであり、どのように対処されるのか。	横浜市つたのは学園で短期入所事業を行うためには、既存施設の改修等が必要となります。短期入所事業の実施については、応募の際に提出された事業計画書の内容をもとに、指定管理者に選定された団体と協議の上、決定いたします。
10	業務の基準 2ページ(3(1)生活介護事業の運営について)	特定費用について、現在の実費を教えてください。また、給食費以外の特定費用の徴収はしていますか。	横浜市つたのは学園では、特定費用として食事の提供に要する費用を利用者から徴収しています。なお、特定費用の単価は、1食あたり650円(うち人件費相当額420円)です。
11	業務の基準 2ページ(3(1)生活介護事業の運営について)	給食を希望していない利用者はいますか。	現在、横浜市つたのは学園の利用者で給食を希望していない方はいません。
12	業務の基準 2ページ(3(1)生活介護事業の運営について)	給食を提供している利用者の中で、給食提供加算の対象者数を教えてください。	利用者38人(平成19年10月1日現在在籍者)のうち、食事提供体制加算の対象者は36人です。
13	業務の基準 2ページ(3(1)生活介護事業の運営について)	給食費の変更の予定はありますか。	給食費(1食あたりの単価)を変更する予定は現在のところありません。指定管理者の管理運営にあたっては、利用料金のうち特定費用について、その実費相当額の範囲内で、指定管理者が横浜市長の承認を得て設定していただきます。なお、実費相当額の上限額は横浜市で定めます。